



令和3年6月 水前寺成趣園

『気づいたら即行動』

梅雨真っ盛りの候、皆様におかれましてはお変わりなくお過ごしのことと存じます。

今月のこの欄は、5月号6月号に引き続き、事務所で今取り組んでいる活動の第3弾『気づいたら即行動』というテーマで私の考えを述べさせていただきます。

難しいことはさておき、例えば電話をいつするか「すぐする」。ごみを見つけたら「すぐに拾ってゴミ箱に入れる」。誰かとの食事の予定を立てたい時は「すぐに連絡を入れる」…です。これが実行できるようになるだけで随分やれることが増えてきます。以前仕事でお付き合いしていた方に「隈部さん近いうちに食事でも！」とお会いするたびに仰っていた方がおられましたが、一度も食事をする機会がなくその方とご縁は切れてしまいました。

もう一つ私の経験を申し上げます、遊びの話ではありますが、日本二周目の最後の段階で、2019年11月末に沖縄・新潟・富山の3県が残っていました。そこで「思い立ったが吉日」の実践です。12月に沖縄には日帰り、新潟・富山には年明けですぐに飛行機と新幹線を乗り継ぎ、一泊で2県をクリアすることができました☺その直後からコロナ禍で動けなくなりました☹私にとっての目標は、仕事も遊びもそのような感じです。

人は何を思うか、何を考えるかも大事ですが、それは消えてなくなってしまう。やはり自分の身に付いていくのは何を実践したか、どれだけ実行したか、によると考えています。『気づいたら即行動』が実践できるようになると仕事面はもちろん、面白い事、珍しい事、悔しい事…との出会いも俄然増えて人生が豊かになってきます。

いよいよ本格的な夏がやって参ります。皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念致します。

今月の一首 『信号の 柱の陰に 身を潜め 呪文を唱える 猛暑日の午後』



令和3年7月吉日 所長 隈部幸一

株式会社平野設計室 さま



1984 年（昭和 59 年）に、先代平野邦彦会長の自宅一室で設計事務所として創業した平野設計室様は、現在、設計から建築まで一貫した住宅建築を行ってられます。

私たち一人一人、家族それぞれに夢、希望、ライフプランがあるように、平野設計室様が造る家には、一つとして同じものがありません。どんなマイホームを造りたいか、その方オリジナルのマイホームを、打ち合わせを重ね、一緒に考え、形にしてください。さらに、造ったら終わりではなく、「完成後からがお客様との本当のお付き合い」という考えのもと、定期的に各家庭を巡回して、お家の状態を確認されています。先代の平野邦彦会長から現平野義登社長に受け継がれる家づくりとお客様に対する熱い気持ちは、ご紹介による設計施工率 90%超という高い数値が証明しています。

また最近では、若い世代の新しい暮らしのニーズに応えるべく「シンプルに豊かに暮らす」をコンセプトにした「SIMPLE NOTE」というスタイルの家づくりも始められました。家を建てる際に知っていると得する知識を教えられるセミナーも随時開催してられます。ご希望があれば土地を探るところからお手伝いいたしますし、予算のご相談にも応じてまいります。家を建てるかどうか迷っていらっしゃる方、ぜひご相談ください。



島田英子

Coffee Break

1 年延期された東京オリンピック！いよいよ開幕が近づいてきましたね。新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されておりますが、心待ちにしている方も多いのではないのでしょうか。熊本県出身の選手も多数選出されていますので、熊本を盛り上げるとい意味でも特に頑張ってもらいたいです。今回のオリンピックは 7 月 23 日～8 月 8 日までの 17 日間、33 競技 339 種目が予定されています。個人的に注目しているのは、大好きな「サッカー」です！特に男子サッカーですが、24 歳以下と年齢制限が設けられてはいるものの、近年は若い世代から海外で活躍する選手も増え、メダル獲得への期待値も高いです。しかしながら、本来開催国は有利なはずですが、海外所属の選手が増えた事や、無観客での開催となれば地の利を活かす事も出来ないのではその点がどう影響するか・・・。

他にも 3 大会ぶりに復活した「野球」「ソフトボール」、新種目の「3 × 3 バスケットボール」など楽しみにしている競技がいくつもあります。躍動するトップアスリート達の活躍を期待し、全力で応援したいと思います。



太田将史

NEW Kizuna's Info

相続登記の申請が義務化されます

現在、相続登記（不動産の所有者が亡くなったときに、相続人へ名義を移す登記）の申請義務はありません。ただし令和 3 年 4 月に法改正があり、相続登記の申請の義務化が決定しました。この改正は 3 年以内に施行される予定です。

相続登記申請の義務化で変わること

不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から 3 年以内に相続登記の申請をする必要があります。正当な理由なく申請をしない場合は、10 万円以下の過料を処されます。

相続、登記のご相談、ご不明な点などは担当者へお尋ねください。個別相談も随時お受けしております。

